

議案第 9 号

狭山市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

狭山市心身障害者医療費支給条例（昭和 49 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号イを次のように改める。

イ 他の市町村が身体障害者福祉法第 18 条第 1 項の規定により、共同生活援助又は共同生活介護を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

第 3 条第 1 項第 1 号ウからオまでの規定中「市町村長」を「市町村」に改め、同号カを次のように改める。

カ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 2 第 1 項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者（18 歳以上の者にあつては、当該者が満 18 歳となる日の前日に当該者の保護者であつた者（以下「保護者であつた者」という。）が市内に住所を有していた者を除く。ただし、当該者が満 18 歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が住所を有しないか、又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該者の所在が満 18 歳となる日の前日において市内にあつた者を除く。18 歳未満の者にあつては、当該者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け、市内に住所を有する者を除く。ただし、当該者の保護者が住所を有しないか、又は明らかでない場合は、当該保護者の所在地が市内にある者を除く。）

第 3 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

（3）市長が身体障害者福祉法第 18 条第 1 項の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助又は共同生活介護を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

第 3 条第 1 項第 7 号を次のように改める。

（7）埼玉県から児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者（18 歳以上の者にあつては、当該者が満 18 歳となる日の前日に保護者であつた者が市内に住所を有していた者に限る。ただし、当該者が満 18 歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が住所を有しないか、

又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該者の所在が満 18 歳となる日の前日において市内にあつた者に限る。18 歳未満の者にあつては、当該者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け、市内に住所を有する者に限る。ただし、当該者の保護者が住所を有しないか、又は明らかでない場合は、当該保護者の所在地が市内にある者に限る。)

第 3 条第 2 項中「対象」を「対象者」に改め、同項第 3 号中「第 6 条の 2 第 8 項」を「第 6 条の 3 第 8 項」に、「第 6 条の 3 第 1 項」を「第 6 条の 4 第 1 項」に改める。  
第 4 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定にかかわらず、対象者の責めによる過分の自己負担がある医療費については、当該過分の自己負担の額は支給の対象としない。

第 8 条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該受給者に対し心身障害者医療費の支給があつたものとみなす。

#### 附 則

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の第 3 条第 1 項の規定により受給者証の交付を受けている者が、この条例の施行の日において改正後の第 3 条第 1 項に規定する対象者でないこととなった場合においても、この条例の施行の際に入所又は入居をしている施設等に入所又は入居をしている間は、同項に規定する対象者とみなす。

平成 24 年 2 月 23 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

#### 提案理由

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」による児童福祉法、身体障害者福祉法及び障害者自立支援法の改正に伴い、所要の改正をするとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。